

時代錯誤の「部落差別」固定化法案—断固反対—

2016年11月17日（国会議員要請）全国地域人権運動総連合
TEL 03-5615-3395 FAX 03-5615-3396

参院法務委員会徹底審議を。参考人質疑を求める

「部落差別はある」「許されない」→どうして「解消法案」制定なのか

30年前に指摘された「今日的課題」は解決できているのか？

近代民主主義社会においては、因習的な差別意識は、本来、時の経過とともに薄れゆく性質のものである。実態面の改善や効果的啓発は、その過程を大幅に早めることに貢献する。しかし、新しい要因による新たな意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難である。—今後における地域改善対策について(意見具申)1986年12月地域改善対策協議会—

新しい要因の第一は、行政の主体性の欠如。

第二は、同和関係者の自立、向上の精神の「かん養」の視点の軽視。

第三は、えせ同和行為の横行である。民間運動団体の行き過ぎた行動に由来する同和問題はこわい問題であり、避けた方が良いとの意識の発生は、この問題に対する新たな差別意識を生む要因となっているが、同時に、また、えせ同和行為の横行の背景となっている。

第四は、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向である。同和問題について自由な意見交換ができる環境がないことは、差別意識の解消の促進を妨げている決定的な要因となっている。民間運動団体の行き過ぎた言動が、同和問題に関する自由な意見交換を阻害している大きな要因となっていることは否定できない。いわゆる確認・糾弾行為は、差別の不合理性についての社会的認識を高める効果があったことは否定できないが、被害者集団によって行われるものであり、行き過ぎて、被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている。また、何が差別かということをも民間運動団体が主観的な立場から、恣意的に判断し、抗議行動の可能性をほめかしつつ、さ細なことにも抗議することは、同和問題の言論について国民に警戒心を植え付け、この問題に対する意見の表明を抑制してしまっている。

時代逆流の「法制定」は「問題解決」にならず「部落差別」を拡大するだけ